

D 4 - 7

F N . R 5 0

(廃棄 H 31.10.23)

鹿児第1248号

平成10年10月23日

各 所 属 長 殿

鹿児島県警察本部長

担当	講習指導係	Tel	[]
----	-------	-----	-----

運転免許証の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則及び
同規程の運用について(通達)

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則(昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号。以下「規則」という。)及び運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規程(昭和40年鹿児島県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。)の解釈及び運用方針を次のとおり規定したので運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成11年1月1日から適用とする。

記

1 規則

(1) 第1条(この規則の趣旨)関係

この規則は、「運転免許の保留、効力の停止又は自動車等の運転禁止(以下「免許の保留等」という。)の処分を受けた者に対して行う講習」と「講習後における免許保留等の期間(以下「処分期間」という。)の短縮」を行うことについて必要な事項を定めることとしたもので、以上の2点がこの規則で定められることを規定したものである。

(2) 第2条(講習の指定)関係

免許管理課長又は警察署長は、講習の指定の際には次の事項に配意すること。

ア 必ず、この講習制度のあらましを、免許の保留等の処分を受けた者に対して教示すること。

イ 受講を希望した者に対しては、講習日及び割当て人員により割り当てること。

ウ 講習割当日に受講を希望しなかった者が、後日希望したときは、前記イの要領により講習日を指定すること。(講習申出書は講習実施場所でも交付する。)

エ 講習申出書にはり付ける収入証紙は、講習実施場所でも販売するので、その旨教示すること。

(3) 第3条(講習の区分等)関係

特別学級の対象者は、原則として次の基準により区分すること。

ア 再受講者学級

中期講習又は長期講習の受講者で、過去1年以内に処分者講習を受けたことのある者

イ 二輪学級

主として、二輪車を運転している受講者及び主として、四輪車を運転しているが、当該処分の事由等に照らして、二輪車の運転について指導する必要があると認められる者

ウ 飲酒学級

当該処分の事由等に照らして、飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる者

エ 速度学級

当該処分の事由等に照らして、速度の危険性について指導する必要があると認められる者

オ その他の特別学級

婦人学級、中高年学級、青少年学級等当該特別学級設置の趣旨に該当する者

(4) 第4条(学級編成)関係

本条は、講習を行う場合における必要な受講者の学級構成人員を示したものであるが、講習を効果的に行うためには、この標準に応じた人員が最適であるとされていることによるものである。

(5) 第5条(講習の委託)関係

本条は、講習を委託する場合における委託の相手方の要件及び委託の条件を明らかにしたものである。

すなわち、講習が極めて重要な交通事故防止対策であることにかんがみ、最もこれに適した機関に委託することとし、さらに、委託に関しては、あらかじめ条件を付し、受託者がこの条件に違約したときは、委託を解約することとした。

また、講習指導員については、要件を備え、かつ、公安委員会の承認を必要とするものとする。

なお、受託者は、受託した以上はこの規則及び規程に従うべきことを第5条第3項において義務づけ、この規則が受託者をも拘束することを明確にした。

(6) 第6条(免許管理課長の指揮監督)関係

本条は、免許管理課長の受託者に対する指揮監督関係を明確にしたものである。

(7) 第8条(講習の実施方法)関係

講習を実施する場合に、受託者に教授すべき科目の基準を示したものであるが、各表に定める科目は一応の標準であるので講習時間の関係でこの標準によりがたいときは、その一部を省略して実施してもよい。

(8) 第9条(講習の内容)関係、第10条(講習の方法)関係、第11条(講師の心構え)関係

各条とも、受託者が講習を実施する場合に遵守すべき事項を明確にしたもので、受託者及び講習指導員は、この条項を遵守すべき義務を負う。

(9) 第12条(考查)関係、第13条(考查科目)関係、第14条(考查の方法)、第15条(採点方法)関係

各条の運用に当たっては次の事項に留意すること。

ア 考査終了後、必ず正解を教示すること。

イ 筆記考査の基本得点は、40点満点であるので留意すること。

(10) 第16条(短縮の要件)関係

第1号の「講習の全課程を終了しない者」とは、講習中に病気、用件その他の理由により、自ら退場した者及び受講者が定める規律に違反して退場を命ぜられた者をいう。

第2号の規定は、考査の成績が規定に定める得点に達しなかった者をいう。

(11) 第17条(再講習)関係

講習指定日に受講できなかった者とは、病気、用件その他の理由により、講習指定日に講習を受けることができなかった者をいい、これらの者と、規則第16条第1号の講習の全課程を終了しない者に対しては、再講習ができることを規定したものである。したがって、これらの者から再講習の申出があった場合は、免許管理課長、警察署長又は受託者がそれぞれ再講習の日を指定すること。

(12) 第18条(再考査)関係

本条の運用については次に留意すること。

ア 再考査を受ける者は第16条に規定する者であるが、再考査は初めの考査の翌日に行うことなく、受講者に独習の機会を与える意味において2~3日経過後行うように配意すること。

イ 再考査の成績がさらに規定の得点に達しないために受ける再講習は、本人の希望により行うこととすること。

なお、この場合の再講習は、第17条に定める再講習と意味が異なるので、考査を行わないで「可」の成績の2分の1短縮することとした。

ウ 本条に定める再講習についても手数料徴収は行わないこと。

(13) 第19条(情状による短縮日数の変更)関係

「受講態度が悪いための注意」とは、講習会場において、受託者が定めた規律事項に違反して注意された場合をいう。

2 規程

(1) 第1条(この規程の趣旨)関係

本条は、公安委員会が講習を委託して行う場合の細目的事項及び講習に付随する事項について、公安委員会規程として制定する旨を明示したものである。

(2) 第2条(講習施設)関係

本条は、受託者が講習を行う施設として、安全運転学校及び安全運転教室を設置することを義務付けたもので、安全運転学校とは、短期、中期、長期の各講習全部にわたって行う施設をいい、安全運転教室とは、短期講習のみを行う施設をいう。

すなわち、短期講習を受ける者がきわめて多いことにかんがみ、受講者の利便を考え、できるだけ多くの場所に安全運転教室を設けることが望ましいので、その開設を義務づけたものであるが、当面その施設としては、警察署及び自動車教習所等が適当である。

(3) 第3条(委託関係)関係

講習を委託するについては、受託者との間に契約を締結すべきことを明らかにしたもので委託費、委託の条件等は、委託契約書に明示される。

(4) 第4条(講習日時等の通知)関係

免許管理課長は、講習日時、講習場所、学級編成等を安全運転学校日程表により関係者に通知するものとする。

(5) 第5条(講師)関係

本条は、講習に従事する講師の範囲を示したもので、本条に規定する者以外は講習を行うことはできない。

(6) 第6条(講習受付)関係

本条は、受託者が講習の受付を行う場合の留意事項を明示したもので、特に第6条第1項第3号の替玉受験者については、発見の具体的方策を講じること。

なお、収入証紙の消印は、公安委員会の事務に属するので免許管理課長又は警察署長の責任において消印を行うこと。

(7) 第7条(講習科目)関係

講習科目は、規則第8条に基づいて定めることを義務づけたものであるがその内容は、当面する交通の情勢に適応したものとするため少なくとも毎年2回はこれを検討して新たなものとする。

(8) 第8条(考查問題)関係

考查問題は、講習内容から問題として出題すべきことを義務づけられているので、現実に講習にたずさわっている受託者が作成することが望ましいところから弾力的な運用が図られるよう規定したものである。

第2項は、考查問題の内容が外部に漏れることを防止するための規定で、当然のことと義務づけたままである。

(9) 第9条(受講証明)関係

講習の全課程を終了した者に対する受講の証明は、きわめて重要なことであるので必要事項を記入した後は、必ず責任者が確認し、証明欄の末尾に押印しておくこと。

(10) 第10条(短縮)関係

本条の講習後における処分期間の短縮は、免許管理課長の権限であることを明らかにしたものである。

(11) 第11条(再講習)関係

規則第16条第1項に定める者とは、講習中に病気、用件その他の理由により、自ら退場した者をいい、規則第18条第2項に該当する者とは、考查成績が基本得点の50パーセントに満たないで、処分期間が短縮されなかった者をいう。

これらの者から、再講習の申出がされた場合、再講習の指定は免許管理課長、警察署長又は受託者がするものとする。

(12) 第12条(再考查)関係

再考查は、受講者の希望により実施するものであるが、その実施の日を講習の日から1週間以内としたのは、受講者の短縮期間が本人の不利とならないように配慮して規定したものであるので、実際には講習の日から2~3日経過後実施することが妥当である。

(13) 第13条(規律維持)関係

講習会場における規律の維持は、講習運用上欠くべからざる要件であることにかん

がみ、受託者が積極的にその維持にあたるべきことを義務づけたものである。

(14) 第14条(細則の制定及び承認)関係

本条は、受託者がこの規程を実施するにつき必要な限度内で細則を定めるべきことを義務づけたものであるが、その制定に当たっては

ア 考査問題の保管、出納

イ 講習会場(教室)の規律維持

について必ず定めるべきことを義務づけたものである。

(15) 第15条(報告)関係

本条は、講習を運営するについて公安委員会が必要とする事項の報告を義務づけたものである。

特に第2項、第3項に定める報告は、講習委託費の要求、講習内容の改善充実の資料となるものであるから正確な報告を行うこと。

